

マイナンバー利用にあたっての注意点を確認しましょう。

円滑な業務のためにも、マイナンバーを利用する際に、

民間事業者のみなさまに必ず守っていただきたいことがあります。



マイナンバーの取得は、法令で定められた場合だけ!

●利用目的をきちんと明示する必要があります。

法律の範囲内で利用目的を特定して 明示しておく必要があります。

「源泉徴収票に記載して 提出します」など、 きちんと明示を。

●マイナンバー取得時の本人確認は厳格に行います。

取得の際は他人のなりすまし等を防止するため、

厳格な本人確認を行います。

従業員が扶養親族のマイナンバーを記載した書類を提出する場合、

従業員が扶養親族の本人確認をすることになります。



本人確認には「身元確認」と「番号確認」が必要です

個人番号カードを 持っている場合

身元確認と番号確認が、 カード1枚で可能です。

個人番号カード



個人番号カードを持っていない場合

以下のもので、身元確認と番号確認をしてください。

身元確認

運転免許証orパスポートなど

番号確認 通知カードor

住民票(マイナンバー付き)など



○○県■市内△町○ 5年 3月31日生 世	無人事場 0123 4567 8901 成名 黎号花子		
○○県■■市△△町○ 5年 3月31日生 日		3 3 1 10 10 10 1 8 8	
5年 3月31日生 日		127 (8 881) 9 (1) 8 (8)	107 (8 1091111
5年 3月31日生 👊	as commenced		2007010110
5年 3月31日生 🖪			
	平成 5年 3月31日生 日		3 -17 10
平成27年10月×6日	Rff F#27#10Rus@	E 41811-015-11-15	
平成27年10月88日	平成 5年 3月31日生 1 Rf		[1]

注意 利用 **进**供

事業者は税や社会保障に関する手続書類に従業員等の

マイナンバーなどを記載して、役所に提出!

●利用目的以外の利用・提供はできません。

マイナンバーの利用・提供例

マイナンバーは 社員番号や 顧客管理番号としては 使えません。

税関係	源泉徴収票、給与支払報告書、支払調書 など
雇用保険関係	雇用保険被保険者資格取得(喪失)届 など
健康保険•厚生年金関係	健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得(喪失)届 な



保管・廃棄

マイナンバーが記載された書類の保管は必要がある場合だけ!

●必要がある場合に限り、保管し続けることができます。

翌年度以降も継続的に雇用契約がある場合 所管法令によって一定期間保存が義務付けられている場合 など

●不必要になったら、できるだけ速やかに 廃棄・削除しなければなりません。

マイナンバーを事務で利用しなくなった場合 保存期間を経過した場合 など

年度ごとにファイリングするなど、 廃棄や削除を前提に 「保管体制」を確認してみよう。

